

長屋建住宅・建売住宅・建築条件付売買予定地（行田市農地転用許可申請書 添付書類一覧）

	種類	部数	備考
1	許可申請書（4条）	3	権利の設定・移転を伴わないもの
	許可申請書（5条）	4	権利の設定・移転を伴うもの
2	〈法人・団体の場合〉 法人登記簿の抄本又は謄本及び 定款、寄付行為、規約	2	さいたま地方法務局熊谷支局(☎524-8805)(1部コピー可) ※インターネットのものは不可
3	土地の登記事項全部証明書	2	さいたま地方法務局熊谷支局(☎524-8805)(1部コピー可) ※インターネットのものは不可
4	位置図	2	都市計画図(コピー可)に申請地を明示
5	案内図	2	住宅地図等に申請地を明示
6	公図の写し（原本）	2	さいたま地方法務局熊谷支局(☎524-8805)(1部コピー可) ※インターネットのものは不可 申請地を朱囲いし、隣接地の登記地目を記載すること
7	配置図	2	転用後の土地利用配置計画 ※雨水排水計画・系統図、接道認定幅員等を記載すること ※排水放流承認の承認日、承認番号を記載すること
8	建物平面・立面図	2	※建築面積、延べ床面積の計算表を記載すること ※工作物についても添付すること
9	土地造成平面・横断面図	2	地盤面の現況高・計画高を明示 土留め・擁壁等の位置・構造が分かるように明示 ※土地造成を行わない場合は不要
10	現況写真	2	配置図等に撮影方向が分かるよう明示すること
11	理由書	2	申請地の現在の状況、転用の必要性、確実性、申請規模の決定 根拠などを明確に記載すること
12	土地選定理由書	2	申請地の選定理由、代替性の検討について記載すること
13	資金調達計画書	2	見積書、融資証明等と整合させること
14	見積書	2	転用事業に係るすべての建築費、造成費、土地代金等
15	資金証明書類	2	融資証明書、金融機関残高証明書等（1部はコピー可）
16	土地改良区の意見書	2	該当する土地改良区のものを添付すること（1部はコピー可）
17	農用地除外証明書	2	行田市農政課(手数料200円)（1部はコピー可）
18	宅地建物取引業の免許証の写し	2	建売住宅・建築条件付売買予定地の場合は添付すること
19	誓約書（実印）	2	印鑑証明書を添付すること（1部はコピー可）
20	委任状	2	申請者及び代理人双方の押印及び連絡先を記載すること
21	その他参考書類		申請内容によりその他参考となる書類を求めることがあります

※申請書の受付は毎月1日（土日祝日の場合は翌開庁日）が締切です。

※開発行為を伴うものについては、建築開発課へ開発行為許可申請書を申請してください。

※特定都市河川浸水被害対策法に基づく1000㎡以上の雨水浸透阻害行為については、道路治水課へ申請してください。

※建築条件付売買予定地の場合、国の事務取扱要領を遵守し、必要な記載事項・添付書類を提出してください。

※土地の登記事項全部証明書の所有者と申請者の氏名又は住所が一致しない場合は、住民票の写しか戸籍の附票等を添付してください。

※抵当権・仮登記等の権利者がいる場合、転用事業の同意書(実印、印鑑証明書)を添付してください。

※他法令の許可の写し(道路・水路占用、工事施工承認等)を添付してください。

※添付する証明書類等は申請日から3か月以内に発行されたものを添付してください。

※申請地の既存境界杭を目視できる状態にするなど、境界が明確に分かるようにしてください。